

# 労働保険適用徴収業務の 業務・システム最適化事業

平成24年9月

労働基準局労働保険労災補償部労働保険徴収課(江原課長) [主担当]

労働基準局総務課(前田課長) [予算関連]

## 1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

### 【政策体系】

基本目標：国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

施策大目標：電子行政推進に関する基本方針を推進すること

施策目標：行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること  
（施策目標ⅩⅡ－1－1）

## 2. 現状・問題分析

電子政府構築計画（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成16年6月14日一部改定）の「個別業務・システムの最適化」において、最適化対象とする「個別府省業務・システム」の一つとして、労働保険適用徴収業務の業務・システムは最適化計画を策定することとされた。また、「労働保険適用徴収業務に係る業務・システムの見直し方針」（平成17年6月21日厚生労働省情報政策会議決定）も決定され、これらを踏まえ、平成18年3月29日、「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」を策定した。

しかしながら、最適化実施に係る設計・開発工程の遅延や開発環境の変化等を踏まえつつ、最適化実施効果の確実な発現とシステムの一層の効率化を図るため、平成20年3月19日、同計画を改定し実施時期の見直しを行った。

同計画は2段階で実施することとし、第1段階は主にシステムコストの削減を目的として、平成22年1月に実施した。第2段階は主に業務の効率化及び事業主の利便性向上等を目的として平成25年4月までに行うこととしている。

なお、第2段階の開発に当たり、当該開発等に係る予算額の縮減、電子申請の一層の利用促進等労働保険適用徴収業務に係る環境の変化を踏まえ、平成22年9月17日に同計画を改定した。

## 3. 事業の内容

### (1) 実施主体

国、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所

## (2) 概要

労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化に当たっては、「国民・企業等の負担の軽減等によるサービスの向上」、「ITを活用した業務の合理化・効率化」、「ITの進展に応じた情報システムの効率的・合理的な整備・運用による経費削減」、「安全性・信頼性の確保」を基本理念として、主に以下を実施する。

下記1から6までの詳細については、「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/tp0331-5.html>)を参照。

1. 業務処理の集中化  
都道府県労働局で行っていた還付金支払業務や、事業主等からの問い合わせ対応業務等を本省に集約することにより、業務処理の効率化を図る。
2. 業務処理の合理化  
都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所において紙媒体で管理していた届出をシステム化することにより、職員等の業務処理の合理化を図る。
3. 国民サービスの向上  
ホームページ等を活用した労働保険関係情報の提供や書類作成支援の実施、及び労働保険関係の手続を簡素化することにより、事業主等の利便性の向上を図る。
4. システム運用業務の効率化等  
メインフレームをオープン化するとともに、標準技術を採用した汎用製品等を利用することで、運用コスト及び調達コストの削減を図る。
5. セキュリティの確保  
労働保険適用徴収システム情報セキュリティ対策実施手順を策定し定期的な監査や教育等の実施により、政府機関統一基準等に基づくセキュリティ対策を推進する。
6. 調達における透明性の確保  
システムの調達に当たっては、ハードウェアとソフトウェアの分離調達を図り、原則として一般競争を採用することで、調達の透明性の確保並びに調達コスト削減を図る。

## (3) 事業計画期間

平成 18 年度 ～ 平成 24 年度

## (4) 予算

会計区分：労働保険特別会計（徴収勘定）[単位:百万円]

H21	H22	H23	H24	H25
5, 8 3 7	5, 4 2 0	6, 1 3 5	7, 1 3 0	0

※平成 24 年度末をもって最適化が完了する見込みであるため、平成 25 年度予算は要求していない。

## (5) 予算執行の弾力化措置

国庫債務負担行為 ・ 繰越明許費 ・ 目間流用の弾力化 ・ 目の大括り化

## 4. 目標等

### (1) 定量的な目標

目標期間：平成18年度～平成24年度

削減経費：最適化実施後の平成25年度において、年間約21億円（試算値）

削減業務処理時間：最適化実施後の平成25年度において、年間約125,000時間分（職員、試算値）及び年間約58,000時間分（非常勤職員、試算値）

### (2) 目標設定の考え方

「電子政府構築計画」に基づき、平成16年度にシステムの安全性の確保、信頼性維持に配慮しつつ、システムの刷新による経費削減の可能性について調査を実施し、その結果を踏まえ、平成17年度に目標設定を行った。

平成18年度以降、当該開発に係る最適化実施に係る設計・開発工程の遅延や、電子申請の一層の利用促進等の環境の変化を踏まえ、最適化計画の見直しに伴い、削減経費、削減業務処理時間及びオンライン申請利用率について、再度精査した。

### (3) 本事業における具体的な手段と目標の因果関係

事業主等の負担の軽減によるサービスの向上、金融機関における事務の効率化、行政の業務効率化やコスト削減等を図ることにより、平成18年度に比して年間約21億円（試算値）の経費削減、年間延べ約125,000時間分（試算値）の職員の業務処理時間の削減及び年間延べ約58,000時間分（試算値）の非常勤職員の業務処理時間の削減が見込まれる。

## 5. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）							
アウトカム指標		H20	H21	H22	H23	H24	
1	削減経費 （単位：千円）	目標	なし	286,294	1,428,249	1,428,249	1,428,249
		実績	なし	286,294	1,428,249	1,428,249	—
2	削減業務処理時間 （単位：時間）	目標	なし	なし	なし	なし	なし
		実績	なし	なし	なし	なし	なし
3	オンライン申請利用率 （単位：%）	目標	40	47	51	60	65
		実績	1.32	1.67	1.91	2.28	—
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1～2は、「最適化効果指標・サービス指標一覧（労働保険適用徴収業務）」（平成22年9月17日厚生労働省情報政策会議決定。別添参照。）による。</li> <li>指標1は平成21年度より目標設定を行った。</li> <li>指標2は平成25年度の目標が設定されており、平成25年度より効果が発現する予定。</li> <li>指標3の数値は、以下の計算式により算出した。</li> </ul> <p>【計算式】 オンライン申請利用率＝オンライン申請件数／全申請件数×100</p>							

## 6. 評価

### (1) 総合的な評価（主に有効性及び効率性の観点から）

最適化計画の第一段階において、システムコスト削減を目的とするメインフレームのオープン化を実施し、目標の経費削減（約14億円）を実現したところであり、第二段階として業務の効率化及び事業主の利便性向上等を内容とする最適化を進めているところである。これにより目標である削減経費約21億円及び削減業務処理時間（職員約125千時間、非常勤約58千時間）を達成できる見込みとなっており、有効かつ効率的な取組であるものと評価できる。

オンライン申請について利用促進策を推進した結果、利用率は前年度に比べ向上したが、目標値の達成には至らなかった。

### (2) 予算執行の弾力化措置により得られた効果等

国庫債務負担行為により、システムの設計・開発及び保守・運用については、同一業者が継続的に行うことが可能となったことから、計画的なシステム開発が可能となり、また安定的なシステムの運用が図られた。さらに、繰越明許費により、システムの設計に変更が生じた場合に機動的に対応することができた。

### (3) その他（上記の他、公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

1. 平成20年度の最適化計画以降、PMO（最適化計画に係る省全体管理組織）、PJMO（各部局において策定している、業務・システム最適化計画ごとに設置される個別管理組織）、設計・開発事業者の三者による定例の報告会を毎月実施し、最適化計画を着実に実施しているところである。その最適化実施の第1段階として、平成21年度にメインフレームのオープン化を実施したことにより、運用コスト及び調達コストの削減を図ったところであり、引き続き最適化計画の実施に取り組む。
2. オンライン利用促進については、電子申請の利用を一層促進するため、操作性の改善や申請対象となる手続きの拡大を行ったところであり、引き続き電子申請体験コーナーを設置する等、利用率向上に向けた取り組みを行う予定である。

## 7. 政策評価の政策への反映の方向性

平成24年度末をもって最適化が完了し、目標（経費及び業務処理時間の削減）が達成される見込みであることから、成果重視事業としての平成25年度予算は要求しない（労働保険適用徴収システムの運用経費として所要額を要求）。

## 8. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当（有・無）

(2) 骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当（有・無）

### 電子政府構築計画

#### 「Ⅱ IT化に対応した業務改革

##### 1 業務・システムの最適化

##### (2) 個別府省業務・システム

「個別府省業務・システムについて」（2004年（平成16年）2月10日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議報告）に掲げる個別府省業務・システムについては、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、各府省において、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。なお、個別府省業務・システムについては、業務・システムの分析状況等を踏まえつつ、各府省において、適宜、追加等の見直しを行う。

特に、いわゆる旧式（レガシー）システムについては、当該システムを保有する府省において、次の事項を踏まえつつ、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、各府省ごとの「レガシーシステム見直しのための行動計画（アクション・プログラム）」に基づき、引き続き必要な見直しを行う。

- ① 刷新可能性調査を通じ、
  - ・汎用パッケージソフトウェアの利用
  - ・オープンシステム化
  - ・ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）
  - ・随意契約から競争入札への移行
  - ・データ通信サービス契約の見直し
  - ・国庫債務負担行為の活用の可能性について検討する。
- ② システムの構成、調達方式等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。システムに係る費用については、システム開発費用、保守等の維持運用費用に加え、通信費、施設利用費など当該システムの開発、運用期間を通じて必要となる費用全体を踏まえて検討するものとする。
- ③ 他府省の事例や国内外の先行事例、成功事例を収集・分析し、システムの効果的な見直しを図る。
- ④ 関係する政府内、民間、諸外国のシステムとの相互運用性を確保する。
- ⑤ システムの刷新による投資対効果を明らかにする。 」

（参考）<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai9/9siryou2.pdf>

（3）審議会の指摘（有・無）

---

（4）研究会の有無（有・無）

---

（5）総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当（有・無）

---

（6）会計検査院による指摘（有・無）

---

(7) その他

---

なし